

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

郡上市では、文化財保護法や岐阜県文化財保護条例に基づく国・県指定文化財の保存・活用に加えて、市内にある重要な文化財についても郡上市文化財保護条例、文化財保護条例施行規則を制定し、その保存・活用に努めている。

市内の文化財は、国指定 48 件、県指定 106 件、市指定 767 件、総数 921 件の指定等文化財がある。内訳は有形文化財 636 件(建造物 26 件、絵画 85 件、彫刻 192 件、工芸品 101 件、書跡 75 件、典籍 41 件、古文書 31 件、歴史資料 43 件、考古資料 42 件)、無形文化財 3 件、民俗文化財 90 件(有形民俗 66 件、無形民俗 24 件)、記念物 168 件(史跡 65 件、名勝 11 件、特別天然記念物 1 件、天然記念物 91 件)、登録有形文化財 23 件である。

1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画

郡上市内の登録有形文化財に関しては、文化財保護法に基づく保存活用を引き続き実施する。県、市指定文化財に関しては、それぞれ文化財保護条例に基づく保存活用を実施しているが、保存活用に向けた明確な指針は示していないことから、今後、指定文化財を包括した形での指針を策定し、統一的な文化財の保存活用に努めるとともに、文化財の保存活用計画の策定を検討する。

未指定の文化財については、重要性や緊急性を踏まえ、必要があるものから市指定文化財候補リストに掲載し、文化財の指定・登録に向けた取組みを随時行うこととする(町家や長屋等の歴史的建造物及び伝統的水利用施設など)。

郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区を取り囲む重点区域においては、歴史的風致に関する歴史的調査や、包括的な現状把握を行い、継承のための記録を作成する。

地域に根ざし受け継がれた貴重な無形民俗文化財に関しては、活動及び祭礼用具等の整備支援の継続により後継者育成と活動継続を図る。

<重点区域において取り組む事業>

- 重点区域の文化遺産 記録作成・調査研究事業 (平成 25 年度～平成 35 年度)
- 祭礼活動及び用具整備支援事業 (平成 16 年度～)

2) 文化財の修理（整備を含む）の現状と今後の方針及び具体的な計画

郡上市内の文化財の修理等に関しては、国・県・市が所有するものは隨時、個人所有のものは所有者からの申請により対応しているが、より効果的に保存活用を図るために、指定・登録有形文化財の現状把握に努め、その損傷具合や緊急性を勘案して、優先順位を決めて順次修理を実施する。市指定文化財については、必要に応じて学識経験者や専門員等に指導助言を仰ぎ対応することとする。

重点区域内で文化財として指定された歴史的建造物については、公有の建造物は保存活用計画を策定し、定期的な修理(維持修理、根本修理)を実施する。個人所有の建造物に関しても、所有者の協力を得ながら、文化財の価値を損なわないよう修理・整備・復原を図る。なお、国・県指定文化財の修理の場合は、国・県の指導及び専門員等の指導助言を得て実施する。いずれも、文化財保護法をはじめ関係法令に基づいた適切な手続きを取り、資料調査に基づく修理を実施し、歴史の真正性を担保する。

<重点区域において取り組む事業>

- 郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区修理事業 (平成25年度～)

3) 文化財の保存・活用を行うための施設の現状と今後の方針及び具体的な計画

郡上市内には文化財の保存活用を行うための施設として5つの博物館が設置されており、来訪者が地域の歴史文化に触れ合うことができるようになっている。これらの施設の特色や展示内容の的確な把握と施設間の連携を図ることにより、市内周遊の情報拠点とする。

重点区域における歴史的建築物の公開施設としては、郡上八幡博覧館、郡上八幡城、郡上八幡樂藝館、町家伊之助等がある。郡上八幡博覧館、郡上八幡城は訪れた観光客が重点区域の歴史や文化に触れる場となっており、旧療院を活用した郡上八幡樂藝館は地域住民の美術作品等の展示の場として、町家伊之助は食品サンプルの作成体験ができる観光案内の場として活用されている。今後は、これらの施設を連携させながら文化財としての価値に関する調査を進めるとともに、普及啓発や活用に係る支援を展開する。

重点区域の歴史的町並みを維持するため、住宅の賃貸だけではない空家の利活用として、まちづくりと連携した様々な活用提案を支援することによって、歴史的建造物の保存活用を図る。

文化財については、八幡城址や郡上踊等について上記の施設等で解説や史料展示を行ってきた。今後は、歴史的町並みや歴史的建造物、伝統的水利用等に関するガイダンス機能を持たせた由緒書や説明版を継続的に設置し、文化財の普及啓発と観光回遊性の向上を図る。なお、案内板の色調、デザイン等にはガイドラインを策定し、周辺の景観に配慮したデザインとする。

<重点区域において取り組む事業>

- | | |
|----------|-----------------|
| ●空家利活用事業 | (平成25年度～平成29年度) |
| ●由緒書整備事業 | (平成25年度～平成31年度) |

4) 文化財の周辺環境の保全の現状と今後の方針及び具体的な計画

郡上市では、郡上八幡市街地の都市計画区域において都市計画法に基づく大規模開発等の規制・誘導を進めており、景観法に基づく郡上市景観条例を施行し、これに基づく郡上市景観計画を市全域対象として運用している。屋外広告物の規制に関しては、現在は岐阜県条例を準用しているが、郡上市としての屋外広告物条例を制定する。

重点区域においては、自主協定である「郡上八幡市街地 まちなみづくり町民協定」によって、住民自らの手により歴史的景観が継承されており、北町地区の一部については重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた。今後は、伝統的建造物群保存地区の町並みを郡上市景観計画に位置づけられた景観形成重点地区に指定することによって、質の高い町並み保全と連携した良好な景観形成を目指す。その周辺地区に関しても、風致を形成する要素となっている歴史的建造物の修理、協定締結地区の歴史的建造物の修理や新築、増築、改築の際に修景支援を行い、町並みの高質化を図りながら、地元技術者による伝統的工法の継承も図る。さらに、電線類の無電柱化とともに道路等の基盤施設についても周囲の環境と調和を図ることにより、良好な景観形成に向けた取り組みを進め、住民と協働で歴史的風致の維持向上を図る。また、町並みと暮らしが一体となったコミュニティの形成に、伝統的水利用が大きな役割を果たしていることから、この環境を維持・整備することによって伝統的水利用を維持・促進し、歴史的風致の維持・向上を図る。

文化財の周辺環境を保全し、文化財と一体となったまちづくりを推進するために、行政においても都市住宅課、社会教育課、観光課などの関係課が連携するとともに文化財保護や観光振興等の関連団体との連携や情報共有を図ることとする。併せて、伝統的建造物群保存地区に隣接する市有地・市有施設の修景によって、周囲の景観と調和した整備を進める。

市街地の交通円滑化対策として、郡上八幡市街地南部にあり、高速バス・路線バス・市街地循環バス(まめバス)等の公共交通の起終点となっている長良川鉄道郡上八幡駅の周辺整備を行う。また、重点区域の交通利便性向上を目的として市街地の交通混雑の解消に向けた地元協議を行うとともに、その結果を観光パンフレット等に反映させる。

郡上踊や大神楽の祭礼が開催される地区の各家庭の軒先に吊るされている提灯や高張り提灯等のしつらえの修繕や購入を支援し、町並みの趣ある風情を美しく保つ。

<重点区域において取り組む事業>

●歴史的風致形成建造物修理修景事業	(平成27年度～平成35年度)
●歴史的建造物に関する修景助成事業	(平成27年度～平成35年度)
●電線類無電柱化事業	(平成27年度～平成31年度)
●道路修景事業	(平成27年度～平成31年度)
●伝統的水利用施設整備事業	(平成25年度～平成31年度)
●ポケットパーク整備事業	(平成27年度～平成31年度)
●郡上八幡駅周辺整備事業	(平成27年度～平成31年度)
●城下町交通体系検討調査	(平成26年度～平成30年度)
●伝統的しつらえ整備支援事業	(平成28年度～平成35年度)

5) 文化財の防災の現状と今後の方針及び具体的計画

文化財を災害から守り後世に継承していくため、適切な管理を行う必要がある。そのためには、文化財の所有者が高い防災意識を持つことが求められる。

郡上市においては「郡上市地域防災計画」を運用しており、災害予防計画として指定文化財等の施設を災害から防護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努めることとしている。また施設の予防対策として、指定文化財等を火災等の被害から防護するため、建造物内には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡回等を行い、災害予防に努めることとしている。特に、有形文化財(建造物)に関しては、早期発見・早期通報、初期消火、延焼防止、避難誘導等が大切であり、必要な設備設置や体制整備を防災計画に定め、これらの対応を実施していくことに努める。

木造の歴史的建造物が密集する重点区域に関しては、伝統的建造物群保存地区において防災計画を策定する予定であるが、これと連携して市街地全体で防災体制を徹底し、住民の生命財産と町並みの保護を図るとともに、既設防火水槽の修繕や簡易に使用できる消火栓(易操作性一号消火栓等)等、地域住民が自ら初期消火や延焼遮断に取り組める設備導入を検討する。

防災訓練については、文化財防火デーに併せて、消火訓練などを実施する。各地域建造物などの指定文化財を対象に、市関係各課のほか、所有者・消防署・地元消防団・自治会等と連携を図りながら実施する。

観光客の増加等に伴い防犯意識の向上が求められているが、所有者への意識喚起や地元警察等との連携を図るとともに街路灯を整備し、事件事故が発生しにくい環境づくりを進める。

市街地観光の利便性と回遊性の向上とともに、災害発生時に北町と南町を連絡する橋梁として、老朽化した八幡橋の架け替えを景観に配慮しながら実施する。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 防災設備整備事業 (平成 27 年度～平成 31 年度)
- 郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区防災設備整備事業 (平成 27 年度～平成 31 年度)
- 街路灯整備事業 (平成 27 年度～平成 31 年度)
- 八幡橋(学校橋)架け替え事業 (平成 25 年度～平成 26 年度)

6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発の現状と今後の方針及び具体的な計画

郡上市では総合計画においてふるさとの歴史、文化、自然、産業等の魅力、価値、課題を学び更に高める取り組みとして「郡上学」の推進を謳っており「郡上学総合講座」や「郡上学関連講座」を実施するとともに、講座内容を掲載したブックレットの作成・普及により「郡上人」育成を進めている。

また郡上市の歴史・文化・自然等の詠み詩を公募し、地元作家が作画した「郡上かるた」による「かるた大会」を開催し、郡上市の文化財の幅広い世代への普及・啓発を行っている。

今後は、郡上市の文化財を広く市民に公開し、文化財の価値の普及や、文化財の保存活用に係る関心を醸成するため、市のホームページ等で、国・県・市指定等の文化財を写真や説明付きでわかりやすく公開することが考えられる。

重点区域においても、郡上市における取り組みとともに、地域住民によるセミナー等の開催支援や観光振興と併せて歴史的環境やそれらに付随する作法やマナーについての啓発を図る。

＜重点区域において取り組む事業＞

- 重点区域の文化遺産 情報発信・人材育成事業 (平成 25 年度～平成 35 年度)

7) 埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画

郡上市内の埋蔵文化財の包蔵地に関しては、文化庁・岐阜県教育委員会の指導助言を仰ぎながら常に現状を把握できるように努め、開発等が行われる場合には事前協議に時間をかけ、包蔵地を避けた開発計画の策定に向けて関係部局と連絡調整を実施している。また、やむをえず埋蔵文化財包蔵地内で開発が必要となる場合においては、開発側と協議の上、試掘調査を実施し、その結果を踏まえて現状保存もしくは記録保存を行うこととする。

さらに、開発箇所が周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接している場合は、必要に応じて試掘調査や工事立ち会いを行い、可能な限り埋蔵文化財の保存に努める。また包蔵地以外であっても、開発計画が広範囲に及ぶ場合には、事前の現地踏査を行い、開発途中で発見されることのないよう努める。

埋蔵文化財包蔵地台帳については、定期的な現地確認に基づき、包蔵地台帳の変更や増補につとめ、その更新を行い、基礎資料として活用を図る。

重点区域においても市域と同様に、埋蔵文化財の現状把握や連絡調整を図りながら可能な限り保存に努める。

8) 文化財の保存・活用に係る郡上市の教育委員会の体制の現状と今後の方針

郡上市では、文化財保護行政は教育委員会事務局社会教育課文化係が担当している。建設部都市住宅課とともに歴史を活かしたまちづくりプロジェクトチームを構成しているが、今後は事業の展開に伴い、実務的な連携が効率的に図れるような体制作りが必要と考えられる。

現在、建造物担当として建築史分野を専門とする建築士 1 名が配置されているが、埋蔵文化財、考古学の専門性を有する職員が不在なため、史跡の保護や整備のために、専門職員の配置を検討していく必要がある。特に、県指定史跡八幡城跡に建つ市指定建造物八幡城は観光施設としても人気が高いので、観光客の安全性と建造物と史跡の保護に取り組んでいかなければならない。文化財部局と建設部局、観光部局が連携して、歴史を活かしたまちづくりを展開できるような体制が必要である。加えて、旧 7 か町村を網羅できる、幅広い知見を有する歴史担当の安定した配置も望まれる。また、当市には、国・県・市指定の無形民俗文化財や未指定の民俗芸能が多くある。観光資源となっているものは、観光部局等が主管課として対応しているものもあるが、その本質である文化財としての価値を損なうことのないよう、民俗文化財の保護の観点から関わっていくことも必要と考えられる。

教育委員会の諮問機関としては、郡上市文化財保護条例に基づいた郡上市文化財保護審議会と、郡上市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づいた郡上市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置している。

文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査、研究に当たり、その保存及び活用について審議し、これらの事項に関して必要と認める事項を委員会に建議する。委員は 12 名以内とし、各地域から 1~2 名で構成され、専門分野は考古学 1 名、歴史 4 名、自然・生物 2 名、全般 3 名となっている。任期は 2 年である。

郡上市伝統的建造物群保存地区保存審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。委員は 15 名以内で、現在は、市外学識経験者 4 名(建築史 3 名、木構造 1 名)と市内委員 10 名(文化財保護審議会委員 2 名、保存地区代表 3 名、まちづくり関連団体 3 名、建築士 2 名)となっており、任期は 2 年である。

9) 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO 等各種団体の現状と今後の体制整備の方針及び具体的な計画

郡上市には、郡上踊や大神楽をはじめ無形民俗文化財に指定された伝統祭礼、芸能の保存団体が多数活動しており、これらの継承につとめている。また各地域に文化財保護協会があり、文化財の発掘、調査、保護、保全活動を行っている。この他にも、各地で指定・未指定の文化財を対象とした市民活動が活発であり、これらの関係団体と引き続き協力しながら文化財の保存・活用に取り組む。

直接文化財を対象としない市民活動であっても、まちづくり、観光振興、文化芸術振興の取組みの中で、文化財の保存活用に取り組む団体も増えている。こうした団体に関しては、関係する機関と協力して、情報共有や活動協力を実施する。郡上市は郡上市市民活動団体登録制度を設けており、協働まちづくり活動支援補助金による活動支援を実施している。今後もこれらの活動支援とも協力し、文化財の保存活用に係る活動支援を図る。

重点区域においても市域と同様に、機能的な活動連携を図ることにより、文化財の保存活用を図る。

郡上市における文化財関係団体

保存団体	活動日
長滝延年の会	毎年1月6日
郡上踊り保存会	7月～9月
岸剣神社大神楽奉賛会	毎年4月第3土日
日吉神社大神楽保存会	毎年4月第3土日
小野八幡神社祭礼実行委員会	毎年4月第3土日
明建神社 七日祭り保存会	8月7日
嘉喜踊保存会(中津屋)	不定期10月
白鳥拝殿踊り保存会	8月17日・20日
寒水掛踊保存会	毎年9月上旬土日
中桐南宮神社大神楽保存会	毎年8月第4土日
高雄歌舞伎保存会	毎年10月第1土曜
嘉喜踊保存会	3年おき9月第1土日
五段の神楽伝承の会	毎年5月第3日曜
白鳥神社大神楽伝承会	毎年9月第4土日
二日町大神楽八幡踊保存会	不定期9月下旬
石徹白民踊保存会	毎年8月14～16日
宮地自治会 上澤自治会	毎年10月第2土日
為眞白山神社	5年おき10月中旬土日
福荷神社伊勢神楽伝承会	不定期10月
大間見自治会	必要に応じて
大間見白山神社太神楽保存会	概ね5～10年おきの10月
口神路白山神社	不定期10月
島七代天神社氏子	不定期10月
応徳寺雅楽 冷風舎	必要に応じて

郡上市における文化財等研究団体

団体名	活動概要
郡上一揆の会	郡上一揆(宝曆騒動)の調査、啓発活動 機関紙「郡上一揆の会だより」の発行
郡上円空会	円空の調査研究・普及活動
郡上郷土史研究会	市内史料の調査研究 機関冊子「史苑やまと」の発行
郡上地名を考える会	郡上の地名の調査研究
白山信仰研究会	白山信仰の調査研究
郡上史談会	機関紙「郡上史談」の発行
文化財保護協会	文化財の保護啓発・研究活動
猿脇文化顕彰会	中世郡上を治めた東氏に関する 歴史文化の研究・啓発保護活動